

寒河江市自主防災組織整備推進要綱

(昭和63年7月8日 寒河江市告示第32号)

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害による被害の防止又は軽減を図るため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定により、市が地域住民による自主的な防災組織の整備を推進するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(整備対象)

第2条 整備を推進する防災組織は、住民の各地域における自発的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)とする。

(自主防災組織の整備地域及び組織の規模)

第3条 自主防災組織は、全市的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、推進を図るものとする。

- (1) 木造家屋の集中している市街地
- (2) 地すべり等災害危険区域
- (3) 消防水利、道路事情等により消防活動等の困難な地域
- (4) 宅地開発等により、集落が形成されてはいるが自主防災組織がない地域

2 自主防災組織は、次の事項に留意して、住民がもっとも効果的な活動を行うことのできる地域を単位として整備を推進するものとする。

- (1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。
- (3) 自主防災組織の区域内に事業所等が存在する場合、これらが一体となって防災活動ができる地域であること。

(自主防災組織の育成方針)

第4条 既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 町内会、自治会等の自治組織活動に防災活動を組み入れる。
- (2) 防犯、防火等の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。
- (3) 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

(指導及び協力)

第5条 市は、自主防災組織の整備を推進するため次の事業を実施し、自主防災組織に対する指導を行うとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。

- (1) 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資機材の提供等協力に努めるものとする。
- (3) その他自主防災組織を育成整備するうえで必要な事業を実施し、協力を行うものとする。

2 市は、自主防災組織を整備推進するに当たっては、山形県及びその他の防災関係機関との相互連携のもとに、自主防災組織に対する指導及び協力を行うものとする。

(助成)

第6条 市は、自主防災組織が事業を実施する場合において、予算の範囲内で別に定めるところより補助金を交付することができる。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。